

請求書等には、区分経理による記載が必要になります。

これまでの記載事項に、税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

月 日		摘要	借方	貸方
総勘定元帳（仕入れ） 株式会社〇〇				
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	

※は軽減税率対象品目

月 日		摘要	借方	貸方
総勘定元帳（売上げ） 株式会社△△				
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600

※は軽減税率対象品目

請求書	
株式会社〇〇御中	
平成××年 11月2日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円
※は軽減税率対象品目	
株式会社△△	

軽減税率対象品目を「※」や「☆」等の記号で明らかにしておく必要があります。

平成35年（2023年）からは、区分記載請求書等の記載事項に登録番号や税率ごとに区分した消費税額等の記載が追加となる適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。



免税事業者



「免税事業者」からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者

「課税事業者」から区分記載請求書等を求められることがあります。

区分記載
請求書



軽減税率制度・軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

- 軽減税率制度についての詳しい情報（説明会開催日時等）については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9時～17時（土日祝除く）

- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。
「軽減税率対策補助金事務局」
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9時～17時（土日祝除く）

